

# 仕 様 書

本仕様書は、長岡市(以下「市」という。)が「長岡市道の駅観光周遊事業業務(以下「本業務」という。)」を委託するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

## 1 業務名

長岡市道の駅観光周遊事業

## 2 業務実施場所

- (1) 市内4つの道の駅（ながおか花火館、良寛の里わしま、R290 たちお、越後川口）
- (2) 市内観光資源

## 3 委託期間

契約の日から令和6年3月31日（日）まで

## 4 業務目的

本業務は、市内4つの道の駅（ながおか花火館、良寛の里わしま、R290 たちお、越後川口）を中心に訪れた方を体験型コンテンツを通じて観光周遊させ市内での滞在時間を増加させることで、市内への再来訪のきっかけや道の駅来訪者の循環的な増加、売上の向上につなげるもの。

## 5 ターゲット

車で移動する市外のファミリー層（未就学児から小学4年生までの子どものいる世帯）をメインターゲットとするとともに、当市になじみの薄い潜在的顧客層（謎解きファン、道の駅ファン）に対しても有効的な道の駅周遊型の体験イベントの開催及び情報発信を行うこと。

## 6 イベント実施期間

令和5年9月30日（土）から令和5年12月24日（日）まで

## 7 業務内容及び業務用件

### (1) 観光周遊させる有料イベントの開催

ア 市内4つの道の駅を巡ることを必須条件とし、加えて市内の観光資源（別紙観光パンフレットのとおり）を組み合わせた当市オリジナルで画期的な地域回遊型ストーリー（ゲームやアニメのオマージュ等）を展開させること。

イ ストーリー重視のイベントとし、途中途中でミッション（体験参加型）を組み入れるもの。ミッションは道の駅や観光資源の特徴を活かした、頭や体を使うミッションとすること。

※ミッション内容にもよるが、原則として道の駅でミッションを実施する場合は、道の駅スタッフの協力（受付、答えの確認等）が無償で可能。

ウ 市内4つの道の駅は距離が離れているため、2、3日かかっても楽しめるイベントとなる工夫をすること。ただし、市外の方が日帰り旅行で当市を来訪した際に気軽に参加できるよう、すべての道の駅を巡らなくても楽しめる内容とすること。

エ イベントを起点とし、市内に道の駅を中心に、地域を横断した継続的な経済循環が生まれる内容とすること。

オ 参加料を徴収することとし、上限を500円とする。ただし、参加のハードルが上がらないよう工夫すること。参加料は最終的に市に納入すること。※料金徴収については道の駅スタッフの協力が無償で可能。

### (2) マスメディア等を活用した情報発信

ア ターゲット層の来訪につながる効果的な告知を行うこと。

※市では、市政だよりへの掲載及びチラシの折込、市内小学生へのポスター・チラシの配布、市SNSでの発信、報道リリースが無償で可能。

イ 長岡まつり大花火大会と関連してPRすること（花火目録への広告掲載等）を検討すること。

ウ 必須ではないが、チラシやポスターを活用することも視野に入れること。

### (3) 景品の選定・購入・発送

ア 景品は参加意欲の向上につながるものにする。

イ 景品購入に関しての許諾等の手続きは原則、受注者で行うこと。

※景品の一部は道の駅からの協賛あり。1駅あたり4万円分の協賛品または道の駅で活用できる商品券を想定。(全体として4万円分相当の協賛品または商品券×4駅を景品にすることが可能)

### (4) アンケートの実施・分析

今後の当市観光施策の参考とするため、参加者100名以上にアンケートを実施・分析し、結果を事業報告書と合わせて提出すること。また、グラフ等を用いて分かりやすい資料にすること。また、下記に記載する点は必ず伺うこと。アンケート実施手法は問わない。

#### 【確認点】

- ①性別
- ②年代
- ③居住地
- ④訪問目的
- ⑤本イベントの満足度
- ⑥道の駅での購買の有無
- ⑦道の駅での使用金額
- ⑧参加者の意見
- ⑨宿泊の有無
- ⑩宿泊場所
- ⑪訪れた市内観光地
- ⑫訪れたい市内観光地

市外の方のみ

### (5) 備考

ア 提出された企画の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、本委託業務の実施に際しては、市と十分に協議及び調整を行ったうえで実施することとし、協議及び調整の結果、契

約締結後に予算の範囲内で実施内容を変更する場合がある。

イ 本委託業務を円滑に遂行するため、市は、受注者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。

ウ 企画・制作において、著作権等第三者の権利の対象となっているデザイン、イラスト、写真等の素材を使用する場合、受注者は、その使用に関する一切の責任を負うこと。

エ 制作物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。）は、原則、本市に帰属する。

オ 市は制作物が著作物に該当しない場合には当該制作物の内容を双方協議の上改変することができるものとする。

カ 本委託業務の実施に際しては、関係法令を遵守すること。

キ この仕様書に定める事項について懷疑が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて市と受注者が協議の上、定めるものとする。